

令和 8 年度

県産加工食品等海外展開サポート事業費補助金

【公 募 要 領】

県産加工食品及び県内伝統工芸品の海外市場への販路開拓を促進し、もって、県経済の活性化に寄与するため、その取組に必要な費用の一部を補助します。

〔応募期間〕

(公募開始日)～予算が無くなり次第終了
※令和9年2月10日(水)までに補助事業実績報告書を提出できる事業が対象となります。

〔提出先・問合せ先〕

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課
貿易・物産・フラッグショップ班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL:097-506-3286
FAX:097-506-1754
E-mail:a14160@pref.oita.lg.jp

1 趣 旨

県内企業の海外における県産加工食品及び県内伝統工芸品の販路開拓を促進し、県経済の活性化に寄与するため、県産加工食品又は県内伝統工芸品の海外への販路開拓を図る県内中小企業者の取組に対して支援を行います。

2 募集事業等

県産加工食品等海外展開サポート事業費補助金交付要綱「別表1」に掲載されている補助対象事業で、令和9年2月10日(水)までに事業報告を提出できる事業を次のとおり募集します。

3 応募について

- (1) 応募期間 (公募開始日)～予算が無くなり次第終了
- (2) 受付方法 別添の「令和8年度県産加工食品等海外展開サポート事業費補助金実施計画認定申請書等」を正本1部、電子メールまたは郵送で提出してください。

(3) 提出先・問合せ先

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課（大分県庁本館7階）

TEL 097-506-3286 FAX 097-506-1754

- (4) 注意事項
- ・認定申請書等の作成に係る費用は、応募者の負担になります。
 - ・応募いただいた書類は返却しません。
 - ・認定作業のため、外部有識者に認定申請書等を共有します。

●採択された取組については、貿易相談等の個別支援を実施している支援機関（ジェトロ大分、（一社）大分県貿易協会、中小企業基盤整備機構九州本部）、行政機関（大分市等）と情報共有します。

4 補助等の詳細

(1) 事業実施主体

この事業において事業実施主体は、次の者とします。

○この事業における事業実施主体は、**県産加工食品又は県内伝統工芸品を製造又は販売する県内中小企業者をいいます。**

・「県産加工食品」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 県産品を主原料として利用している加工食品

イ 県内で製造、加工している加工食品

・「県内伝統工芸品」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 県内において、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条の規定により経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品

イ 県内において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条の規定により重要無形文化財として文部科学大臣の指定を受けた工芸技術によって制作されたもの

ウ 地域を代表する伝統的な技術・技法を用いた工芸品として事業者から申請があったもので、本社又は自社の製造・販売拠点の所在する市町村の支援実績を勘案し、適当であると認められるもの

・「県内中小企業者」は、次の者とします。

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者で、大分県内に本社を有する事業者を

<中小企業者の定義>

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下又は3億円以下
旅館業	200人以下又は5,000万円以下

(2) 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象経費	補助率
海外で開催される見本市・展示会・商談会等への出展	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 なお、消費税及び地方消費税を除く	1 / 2 以内 上限額 300千円以内
商談・市場調査・プロモーション活動の実施		
海外バイヤー等の招へい		
輸出に向けた商品の改良		
海外向け販売促進用ツールの作成		
その他の事業で知事が必要と認めるもの		

<注意事項>

- ① 交付決定前に支出した経費は補助対象外となります。
- ② 補助対象経費は、消費税及び地方消費税、海外付加価値税等を除いた額とします。
- ③ 補助金交付額は、千円未満切捨てとします。
- ④ 他の補助金との重複はできません。

(3) 事業実施期間

(公募開始日)～令和9年2月10日(水)までに補助事業実績報告書を提出できる事業が対象となります。

5 選定方法等

(1) 補助事業の選定

提出された書類に基づいて、補助事業者としての適格性等を審査のうえ、予算の範囲内で認定事業を決定します。

なお、一部の県内工芸品については、市町村の支援実績を勘案し、適当であると認められるものを補助対象とします。

また、提出された書類の内容等について、ヒアリング実施機関(ジェトロ大分)におけるヒアリング調査を実施します。

(2) 通知

審査結果については審査が完了次第、随時申請者あて通知します。県産加工食品等海外展開サポート事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を定められた期日までに提出してください。

6 留意点

- (1) 県では、補助金交付申請書の内容審査後、事業者に補助金交付決定通知書を送付します。
(※この決定日以降でないと補助事業には着手できません。)
- (2) 事業者は、補助事業完了後、交付要綱に基づき実績報告書を提出していただきます。
- (3) 令和9年2月10日（水）までに補助事業実績報告書を提出できないときや、認定・交付決定事業から事業内容（対象国、対象商品、手法など）に大幅な変更が確認された場合は補助事業の認定を取り消します。
- (4) 補助金は、原則として補助金の額の確定後にお支払いします。
- (5) 補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業を完了した翌年度から5年間保管していただきます。